

梅雨に入り雨や湿気、暑さなど天候が安定しない中、体調管理がより大切になっています。休養をしっかりと栄養ある食事を心がけてください。学校内では明るい挨拶が増えてきたように感じます。コミュニケーションの第一歩を大切をお願いします。全学年で頭髪検査を行いました。改善の必要な人は早めに改善してください。明峰生の一員としての自覚を持ち、頭髪に限らずルールを守ろうとする規範意識を高めてほしいと思います。

6月30日(火)からあおり運転に対する厳罰化を規定した改正道路交通法が施行されます。施行令では、自転車のあおり運転に当たる「妨害運転」も新たに規定されます。今一度交通ルールを確認し安全運転をこころがけましょう。

- 【1年生】高校生活最初の定期考査が近づいてきました。部活動との両立はいかがですか。生活リズムを整えてください。
- 【2年生】周囲の目、評価を気にしすぎてはいませんか。自分の目標を達成すべく積極的に物事に取り組んでください。
- 【3年生】部活動から受験勉強へしっかり切り替えましょう。規模は縮小した形になりますが、明峰祭を盛り上げてください。

## ①自転車の妨害運転（道路交通法の改定）

### 【自転車の妨害運転】

- ・逆走
- ・幅寄せ
- ・進路変更
- ・不必要な急ブレーキ
- ・ベルを執拗に鳴らす
- ・車間距離の不保持
- ・追い越し違反

自転車の危険行為に当たる「妨害運転」が新しく規定されました。自動車のあおり運転のニュースが増え、中には命を落とすケースもありました。なぜあおり運転が起こるのでしょうか？

自分の運転を邪魔されたり、何か指摘されたりすることへの仕返しのようなものでしょうか。ハンドルを握ると人間が変わり短気になりやすい人もいます。昔から「ゆとり ゆっくり ゆずりあい」が運転には必要と言われています。普段から余裕を持って人の失敗や行動におおらかな態度で接したいものです。人の行動を攻撃することが人の大きさではありません。時には許し、意に反しても受け入れることができるのが器の大きさだと思います。

## ②自転車マナー向上週間

自転車は軽車両に位置付けられており、道路を通行する場合は車両としてルールを守る必要があり、重要な基本ルールとして「自転車安全利用5則」があります。今週は自転車マナー向上週間です。ルールを頭に入れ、しっかりと守りましょう。

### 【自転車安全利用5則】

- ・自転車は車道が原則
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用

### ◆交通ルールでの禁止事項◆

- ・スマートフォン、携帯電話の使用禁止
- ・夜間の無灯火運転
- ・傘さし運転
- ・イヤホン、ヘッドホンで音楽を聴く
- ・二人乗り
- ・並進運転

自転車の並進は禁止されています。

